



五 港湾管理者は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五ペーセントの割合により計算した金額の滞滯金を徴収することができるものとすること。

六 貸付けを受ける者は、港湾管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないものとすること。

七 貸付けを受ける者は、所定の工事実施計画、管理運営計画及び資金計画に従い、適切に特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を行わなければならないものとすること。

八 貸付けを受ける者は、次に掲げる事項につき、あらかじめ、港湾管理者の承認を受けなければならないものとすること。

九 貸付けに係る特定用途港湾施設の供用を休止し、又は廃止すること。

一〇 貸付けに係る特定用途港湾施設を譲渡し、交換し、又は担保に供すること。

一一 貸付けを受ける者は、国土交通省令で定めるところにより、その經營する事業の会計を処理するとともに、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営に係る損益の計算をしなければならないものとすること。

十二 貸付けを受ける者は、貸付けに係る特定用途港湾施設の供用を貸付けの方法によりする場合においては、港湾管理者が当該施設の貸付けを受ける者に対し異常な滞船の解消その他緊急、かつ、公益上の必要によりその者以外の者の利用に供すべきことを指示したときその利用を受忍しなければならない旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならぬものとすること。

一三 貸付けを受ける者は、国又は港湾管理者が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認

（加算金）  
第七条　港湾管理者は、法第五十五条の七第三項の加算金を徴収する場合においては、加算金を課すべき貸付金の範囲を指定し、当該指定した貸付金を貸し付けた日の翌日からその償還の日までの日数に応じ、当該指定した貸付金の金額に年十・七五パーセントの割合で計算した金額の加算金を徴収するものとする。  
前項の指定した貸付金（償還期限が到来してないものに限る。）については、港湾管理者は、その償還期限を繰り上げるものとする。

第八条　法第五十五条の七第四項の規定により港湾管理者が国に納付すべき金額は、その徴収した加算金の金額に、前条第一項の指定した貸付金の貸付けをした日の属する会計年度における、当該貸付けを受ける者に係る法第五十五条の七第一項の国との貸付金の金額の同項の当該港湾管理者の貸付金の金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

港湾管理者は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

（特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準）

第九条　法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該特別特定技術基準対象施設の改良に關し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。

イ　法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。

ロ　当該特別特定技術基準対象施設が、非常災害が発生した場合においても、大量の土砂その他の物件を法第五十五条の八第二項に規定する水域施設に流入させることができること。

二　当該特別特定技術基準対象施設の改良後の強度の低下の防止又は軽減に資する管理運営計画を有する者であること。

三 第一号の工事実施計画及び前号の管理運営計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

四 当該特別特定技術基準対象施設の改良及び管理を適確に行う能力を有する者であること。

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る港湾管理者に対する貸付金の金額)

第五条の二 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第九条の三 第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国に係る国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第六号、第七号イからハまで、第九号及び第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」といふ。同項第五号及び同条第六号中「建設又は改良」とあるのは「改良」と、同条第八号中「第二条各号」とあるのは「第九条各号」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第四項」と、第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。(国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付金の金額)

第十条 法第五十五条の九第一項の政令で定める金額は、当該埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第十一条 第五条及び第六条(第六号、第七号イ及び第八号を除く。)の規定は、法第五十五条の九第一項の国の貸付け及び同項の国に貸付けする港湾管理者に対する

理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第十一号を除く。）中「港湾管理者」とあるのは、「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは、「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「第五条第一項第四号中「ならず」及び同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない」とあるのは、「ならない」と、同項第五号及び同条第六条第三号、第七号口及びハ、第九号並びに第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは、「埠頭群を構成する港湾施設」と、同条第十一号中「貸付けを受ける者」とあるのは、「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「港湾管理者」とあるのは、「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者」と読み替えるものとする。

第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の九第二項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは、「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、「第五十五条の七第四項」と、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは、「第五十五条の九第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは、「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは、「第五十五条の九第一項」と読み替えるものとする。

### 第三章 雜則

#### （港務局の債務）

**第十二条** 法第十条第二項の政令で定める債務とは、借入金に係る債務であつて、その借入期間が一年をこえるものとする。

（港湾区域内の工事等の許可）

**第十三条** 法第三十七条第一項第一号の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

**第十四条** 法第三十七条第一項第四号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から二十メートル以内の地域においてする構築物（載荷量が港湾管理者が指定する重量を超えるものに限る。）の建設（改築により載荷量がその指定する重量を超えることとなる場合を含む。）





に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十九条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した財団法人を含む)からの株式会社に対する特定用途港湾施設の譲渡(当該特定用途港湾施設の管理運営の効率化に資すると国土交通大臣が認めるものに限る)に伴い、当該株式会社が法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に係る債務を承継した場合においては、同項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金のうち同項の国の貸付金の金額に相当する部分の償還は、第五条第一項第一号及び第六条第一号の規定にかかわらず、国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

法附則第六項の政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三項から第五項における規定による国の貸付金(次項及び第六項において「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

法附則第十二項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

法附則第十五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該港湾施設の建設又は改良の工事に關し、次の要件に適合する工事実施計画を有するか、かつ、当該工事実施計画について港湾管理者の承認を受けている者であること。

イ 法第三条の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画がある場合には、当該港湾計画において定められた港湾施設の建設又は改良の計画で当該港湾施設に係るものに適合すること。

ハ 当該港湾施設の供用を開始する時期が当該港湾における需要に対し適切なものであること。

口 当該港湾施設の位置、規模及び構造が当該施設の用途に対し適切なものであること。

一 その収益をもつて当該港湾施設の建設又は改良の工事に要する費用を支弁することができると認められる当該工事と密接に関連する事業（以下「密接関連事業」という。）に関する適切な事業計画を有する者であること。

二 第一号の工事実施計画及び前号の事業計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

四 当該港湾施設の建設又は改良の工事及び密接関連事業を適確に行う能力を有する者であること。

五 法附則第十五項の政令で定める港湾施設又は改良の工事は、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物理立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は港湾施設用地の建設又は改良の工事であつて、当該工事によつて生じた港湾施設が港湾管理者の所有（当該港湾施設が水域施設である場合には、港湾管理者の管理）に属することとなることについて当該港湾管理者が同意しているものとする。

六 法附則第十九項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 法附則第十五項の国との貸付金（以下「国との貸付金」という。）の償還は、均等半年賦償還の方針によるものとすること。

二 国との貸付金の貸付けを受ける者は、担保を提供し、又は当該貸付けを受ける者と連帯して債務を負担する保証人を立てなければならぬこと。

三 国との貸付金の貸付けを受けた者は、附則第八項第一号の工事実施計画を変更する場合にあつては国土交通大臣及び港湾管理者の、同項第二号の事業計画又は同項第三号の資金計画を変更する場合にあつては国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。

三重	愛知	都道府県	四日市	名古屋	11 （特定の国際拠点港湾） 法附則第二十項の政令で定める国際拠点港湾は、次の表のとおりとする。
----	----	------	-----	-----	--

都道府県 三重 愛知	名古屋 四日市	附則（昭和二六年九月二二日政令第三〇五号）
		この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和二七年二月一日政令第一〇三号）		この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三二年五月二〇日政令第一一〇号）		この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三四四年六月一日政令第一一四号）抄		この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三五年六月九日政令第一一五号）抄		この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三六年四月二〇日政令第一一二号）		この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三七年六月二〇日政令第一一五五号）		この政令は、改正後の第一条の四の規定は、昭和三十六年度以降の予算に係る工事について適用する。
附則（昭和三七年六月二〇日政令第一一二号）		この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

1	附 則（昭和四六年七月一日政令第二三 七号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和四七年四月二八日政令第一 一三号）	この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する政令は、公布の日から施行する。
3	附 則（昭和四八年四月一六日政令第八 四号）抄	この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。
1	附 則（昭和四八年七月一七日政令第二 〇四号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和四九年七月一三日政令第一 三六号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和四九年七月一三日政令第二 六五号）	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和五一年三月二六日政令第三 七号）	この政令は、昭和五十一年三月三十日から施行する。
2	附 則（昭和五一年一月三〇日政令第 二八五号）	この政令は、昭和五十一年三月三十日から施行する。
3	附 則（昭和五一年一月三〇日政令第 二九号）抄	この政令の施行の際現に和歌山下津港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により占用する水域を工作物の設置等により占用する事項の規定による改正後の港湾法（以下「新港湾法」という。）第三条の三第七項の規定により公示された港湾計画とみなす。）、第四十八条第三項の規定により公示された計画は、改正法第一条の規定による改正後の港湾法（以下「新港湾法」という。）第三条の三第七項の規定により公示された港湾計画とみなす。）、第四十九条第三項の規定により公示された計画は、改正法第一条の規定による改正後の港湾法（以下「新港湾法」という。）第三条の三第七項の規定により公示された港湾計画とみなす。）、第六十日を経過する日までに同条第一項各号

1	附 則（昭和四九年四月一六日政令第八 四号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和四九年七月一三日政令第一 三六号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和四九年七月一三日政令第二 六五号）	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和五一年三月二六日政令第三 七号）	この政令は、昭和五十一年三月三十日から施行する。
2	附 則（昭和五一年一月三〇日政令第 二八五号）	この政令は、昭和五十一年三月三十日から施行する。

1	附 則（昭和五一年一月三〇日政令第 二九号）	この政令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。

1	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。
1	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。
2	附 則（昭和五一年七月一六日政令第一 一三号）	この政令は、公布の日から施行する。

- 1 1 この政令は、公布の日から施行する。  
(施行期日)  
2 1 この政令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

1 1 この政令は、公布の日から施行する。  
(施行期日)

1 1 この政令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 1 この政令の施行の際現に広島港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が同条第二項の規定による運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

附 則 (平成四年六月三日政令第一九〇号)

1 1 この政令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 1 この政令の施行の際現に広島港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が同条第二項の規定による運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

<p>附 則 (平成二年六月四日政令第一七 一号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一一年六月四日政令第一七 三三六号) 抄</p> <p>(施行期日) この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日 (平成十二年四月一日) から施行する。</p> <p>(経過措置) この政令の施行前に港湾法 (昭和二十五年法律第二百八十八号) 又は旅行業法 (昭和二十七年法律第二百三十九号) (これらの法律に基づく政令を含む。) の規定によりされた命令等の处分その他の行為 (以下「处分等の行為」という。) で、この政令の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者のした处分等の行為とみなす。</p>
<p>附 則 (平成一三年三月三一日政令第一九三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>第二条 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二第十一号に規定する閑門航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過するまでの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないでの水域を占用することができる。</p> <p>附 則 (平成一二年六月七日政令第三一 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年九月二九日政令第四 一号)</p> <p>この政令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年四月一日政令第一四 二号)</p> <p>この政令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日 (平成十二年九月三十日) から施行する。</p>

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月一五日政令第二  
一一三号）

この政令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則（平成一八年五月一七日政令第一  
九七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年八月一八日政令第二  
七七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年九月二六日政令第三  
一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年三月二一日政令第三十九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月二一日政令第三五五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十年十二月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二第六号に規定する来島海峡航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないでその水域を占用することができる。

附 則（平成二一年一一月九日政令第二  
七八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年十二月十六日から施行する。  
(経過措置)



この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則（令和二年一月二九日政令第一五号）**

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年二月十四日）から施行する。

**附 則（令和二年八月五日政令第二三九号）**

この政令は、令和二年八月十二日から施行する。

**附 則（令和四年一二月一四日政令第三二号）**

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。

**附 則（令和六年六月二一日政令第二二二号）**

（施行期日）  
1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（水域の占用の許可等に関する経過措置）  
2 この政令の施行の際にこの政令による改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域（この政令による改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を除く。）において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の五第二項の許可を受けないで水域を占用することができます。（罰則に関する経過措置）

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府県	都道
湾港戦国	港湾
港湾点	重要港湾
避難港	

兵庫	大阪	京都	三重	愛知	静岡	福井	石川	富山	新潟	川神奈	川神奈	東京	千葉	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	道北
戸神	阪大									浜京											
姫路	北堺	泉州	市四日	屋名古	清水	富山	伏木	新潟					千葉				湾仙台				小牧、室蘭、苦
東播磨	阪南	舞鶴	尼崎西宮芦屋、	尾鷲、津松阪	衣浦、三河	前崎	田子の浦、御	敦賀	七尾、金沢	直江津、両津	横須賀			木更津	鹿島、茨城	酒田	秋田船川、能	代	大船渡、久慈	青森、八戸、釜石、宮古、八戸、	函館、小樽、留萌、稚内、十勝、石狩湾、紋別、網走、根室
柴山			浜島	伊良湖	下田	鷹巣	輪島		二見				洞輪沢	興津	名洗、久之浜	鼠ヶ関	戸賀	雄勝	尻屋岬、深浦	谷、天宗、えりも、樺法	奥尻、松前、奥尻、

別表第一（第一条の二関係） 東京湾中央航路	沖縄	島鹿児	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	福岡	山口	山口	広島	島根	島根	鳥取	山和歌
																				津山和歌
																				日高
																				由良勝浦、

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び（1）に掲げる地点と（2）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 (1) 川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から八〇度三〇分六、〇三〇メートルの地点  
 (2) 川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、九〇〇メートルの地点  
 (3) 川崎東扇島防波堤東灯台から一二三度七、六八〇メートルの地点  
 (4) 木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二分三七秒東経一三九度五一分四〇秒）から五度一五分五、六三〇メートルの地点  
 (5) 木更津港防波堤西灯台から二九二度三分五、一〇〇メートルの地点  
 (6) 川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）から一六四度八、六二〇メートルの地点  
 (7) 第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から一〇度三、八二〇メートルの地点  
 (8) 第二海堡灯台から三五一度七九〇メートルの地点  
 (9) 第二海堡灯台から七一度三六〇メートルの地点  
 (10) 第二海堡灯台から一六六度一五分六三〇メートルの地点  
 (11) 観音埼灯台（北緯三五度一五分二二秒東経一三九度四四分四三秒）から九〇度三、七〇〇メートルの地点  
 (12) 海獺島灯台（北緯三五度一二分四三秒東経一三九度四四分七秒）から九〇度四、六五〇メートルの地点  
 (13) 海獺島灯台から九〇度一、九〇〇メートルの地点  
 (14) 觀音埼灯台から九〇度一、九五〇メートルの地点  
 (15) 第二海堡灯台から一七九度四五分一、八九〇メートルの地点  
 (16) 第二海堡灯台から一八六度三〇分三、一七〇メートルの地点  
 (17) 第二海堡灯台から一九七度二、六五〇メートルの地点  
 (18) 第二海堡灯台から一九〇度三〇分一、三〇〇メートルの地点

(19) 横須賀港東北防波堤東灯台 (北緯三五度一九分九秒 東経一三九度四〇分三一秒)  
から六一度三〇分二、八一〇メートルの地点  
(20) 横浜金沢木材ふどう東防波堤灯台 (北緯三五度二二分四三秒 東経一三九度三九分三〇秒) から七五度一五分三、六五〇メートルの地点

(21) 横浜本牧防波堤灯台 (北緯三五度二六分三六秒 東経一三九度四一分二一秒) から一五四度四五分四、二二〇メートルの地点  
(22) 横浜本牧防波堤灯台から一四九度四〇四〇メートルの地点  
(23) 横浜大黒防波堤東灯台 (北緯三五度二七分二四秒 東経一三九度四二分二五秒) から一三八度一五分四、五〇〇メートルの地点  
(24) 川崎東扇島防波堤東灯台から一一七度三〇分四、〇四〇メートルの地点

二 中山水道航路  
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域  
(1) 尾張野島灯台 (北緯三四度三九分二七秒 東経一三七度二九秒) から一九七度三〇分一、五〇〇メートルの地点  
(2) 尾張野島灯台から一七九度三〇分二、〇八〇メートルの地点  
(3) 尾張野島灯台から一二二度四、五三〇メートルの地点  
(4) 尾張野島灯台から一二二度四、三〇〇メートルの地点

三 備讃瀬戸航路  
(1) から(35)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(35)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(36)から(40)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(36)に掲げる地点と(40)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域  
(1) 男木島灯台 (北緯三四度二六分一秒 東経一三四度三分三九秒) から三五二度三〇分二、〇一〇メートルの地点  
(2) カナワ岩灯標 (北緯三四度二五分一八秒 東経一三四度七分四九秒) から二四度三〇分二、二五〇メートルの地点  
(3) 地蔵崎灯台 (北緯三四度一四分五七秒 東経一三四度一四分七秒) から二一八度三〇分一、一七〇メートルの地点

(4) 地蔵崎灯台から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点

(5) カナワ岩灯標から三二度四五分七二〇メートルの地点

(6) 男木島灯台から三五三度四三〇メートルの地点

(7) 男木島灯台から一四七度一五分四、五〇〇メートルの地点

(8) 大槌三角点(北緯三四度二五分八秒東経一三三度五五分二二秒)から一四一度二五分二、一八〇メートルの地点

(9) 小瀬島島三角点(北緯三四度二三分二三秒東経一三三度五一一分二秒)から三一一度一五分四三〇メートルの地点

(10) 沙弥島北端(北緯三四度二一分一二秒東経一三三度四九分九秒)から四三度四五分一、一六〇メートルの地点

(11) 波節岩灯標(北緯三四度二〇分四二秒東経一三三度四二分四秒)から九七度三〇分五、三九〇メートルの地点

(12) 波節岩灯標から二〇〇度四、九〇〇メートルの地点

(13) 二面島灯台(北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒)から一〇六度三〇分四、七〇〇メートルの地点

(14) 二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点

(15) 二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点

(16) 二面島灯台から九七度四、三七〇メートルの地点

(17) 波節岩灯標から二〇六度三〇分四、三六〇メートルの地点

(18) 波節岩灯標から九〇度三〇分五、〇九〇メートルの地点

(19) 牛島灯標(北緯三四度二二分東経一三三度六分四七秒)から一二八度一五分一、八八〇メートルの地点

(20) 牛島灯標から九〇度四五分二、〇二二〇メートルの地点

(21) 牛島灯標から七四度二、〇〇〇メートルの地点

(22) 牛島灯標から二八二度三〇分一七〇メートルの地点

(23) 牛島灯標から一四四度一五分一、一〇〇メートルの地点

(24) 板持鼻灯台(北緯三四度一九分三二二)

(25) 二面島灯台から五度四五分七七〇メートルの地点  
(26) 二面島灯台から三四八度三〇分一、五二〇メートルの地点  
(27) 板持鼻灯台から三七度三〇分二、三三〇メートルの地点  
(28) 牛島灯標から二七八度一五分一、四二〇メートルの地点  
(29) 鍋島灯台(北緯三四度二二分五七秒東經一三三度四九分二五秒)から二七八度四五分二、三九〇メートルの地点  
(30) 鍋島灯台から二九〇度三〇分一、七四〇メートルの地点  
(31) 鍋島灯台から二七四度四五分七四〇メートルの地点  
(32) 鍋島灯台から一二九度三〇分一四〇メートルの地点  
(33) 鍋島灯台から七四度三〇分一、一四〇メートルの地点  
(34) 大槌三角点から一〇六度四五分九六〇メートルの地点  
(35) 男木島灯台から二六五度一五分四、七六〇メートルの地点  
(36) 鍋島灯台から一九四度一五分七六〇メートルの地点  
(37) 鍋島灯台から一三四度一五分一、二二〇メートルの地点  
(38) 鍋島灯台から一七八度一、五八〇メートルの地点  
(39) 鍋島灯台から二八度一五分一、七二〇メートルの地点  
(40) 鍋島灯台から一三〇度一、五三〇メートルの地点

四 鼻栗瀬戸 航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台(北緯三四度一三分五秒東經一三三度三分二六秒)から二九度七三〇メートルの地点  
(2) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から六二一度六二〇メートルの地点  
(3) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から七四度三〇分五四〇メートルの地点  
(4) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から二〇一度四六〇メートルの地点  
(5) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から二二一度度

(6) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から一四〇度  
三〇メートルの地点  
(7) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から四〇度一  
五分三六〇メートルの地点  
(8) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から一八度三  
〇分五六〇メートルの地点

五 来島海峡航路

(1) から(15)までに掲げる地点を順次に  
結んだ線及び(1)に掲げる地点と(15)  
に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区  
域のうち(16)から(22)までに掲げる  
地点を順次に結んだ線及び(16)に掲げる  
地点と(22)に掲げる地点とを結んだ線に  
より囲まれた区域以外の区域

(1) 榛磯灯標(北緯三四度八分四四秒東經  
一三二度五六分五秒)から一八度二、七三〇  
メートルの地点

(2) 馬島三角点(北緯三四度七分七秒東經  
一三二度五九分三八秒)から二三度二、三一  
〇メートルの地点

(3) ナガセ鼻灯台(北緯三四度七分五秒東  
經一三二度五九分四六秒)から一〇一度四四  
〇メートルの地点

(4) ウズ鼻灯台(北緯三四度六分四五秒東  
經一三二度五九分二八秒)から一〇二度一、  
一八〇メートルの地点

(5) 竜神島灯台(北緯三四度六分一六秒東  
經一三三度一分三九秒)から一九七度八八〇  
メートルの地点

(6) 竜神島灯台から一三一度三〇分一、〇  
六〇メートルの地点

(7) 竜神島灯台から一五六度二、四一〇メ  
ートルの地点

(8) 竜神島灯台から一九七度二、五二〇メ  
ートルの地点

(9) 来島白石灯標(北緯三四度六分二五秒  
東經一三二度五九分)から五九度一五〇メー  
トルの地点

(10) ウズ鼻灯台から二九九度一、一六〇  
メートルの地点

(11) 馬島三角点から三一二一度一、二〇〇  
メートルの地点

(12) 馬島三角点から三三一度一、六〇〇  
メートルの地点

(13) 榛磯灯標から二六度一、一八〇メー  
トルの地点



- (10) 砂津防波堤灯台から五二度三、七四〇メートルの地点
- (11) 門司埼灯台(北緯三三度五七分四四秒東経一三〇度五七分四七秒)から二三〇度四五分二、九一〇メートルの地点
- (12) 火ノ山三角点(北緯三三度五八分二八秒東経一三〇度五七分三八秒)から一九一度一、〇二〇メートルの地点
- (13) 火ノ山三角点から七二度三〇分三、三〇〇メートルの地点
- (14) 満珠島灯台(北緯三三度五九分四一秒東経一三一度一分三六秒)から一五六度三分六〇〇メートルの地点
- (15) 満珠島灯台から一四一度一、一〇〇メートルの地点
- (16) 満珠島灯台から一五一度一、七四〇メートルの地点
- (17) 満珠島灯台から一四九度三〇分一、七五〇メートルの地点
- (18) 部埼灯台(北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒)から七五度一、八〇メートルの地点
- (19) 部埼灯台から一一二度三、四八〇メートルの地点
- (20) 新門司防波堤灯台(北緯三三度五二分二三秒東経一三一度三六秒)から八七度三分一五、二五〇メートルの地点
- (21) 新門司防波堤灯台から九〇度一四、七七〇メートルの地点
- (22) 部埼灯台から一二五度三〇分四、二二〇メートルの地点
- (23) 部埼灯台から一二五度四、二二〇メートルの地点
- (24) 部埼灯台から一二五度二、五〇〇メートルの地点
- (25) 部埼灯台から一〇度三〇分八二〇メートルの地点
- (26) 城山三角点(北緯三三度五七分二九秒東経一三〇度五八分七秒)から六三度三、八五〇メートルの地点
- (27) 城山三角点から五三度三〇分二、六〇メートルの地点
- (28) 門司埼灯台
- (29) 門司埼灯台から二二六度四五分三、四〇〇メートルの地点
- (30) 砂津防波堤灯台から六三度一五分三、六六〇メートルの地点

- (31) 砂津防波堤灯台から七三度一、三七〇メートルの地点
- (32) 砂津防波堤灯台から七二度一五分一、五四〇メートルの地点
- (33) 砂津防波堤灯台から二五度一、〇二四〇秒七六五メートルの地点(以下「ロ地点」という)から三三一度一五分七三二メートルの地点
- (34) 若松洞海湾口防波堤灯台から一〇〇度九〇〇メートルの地点
- (35) 若松洞海湾口防波堤灯台から三三七度三〇分一、八六〇メートルの地点
- (36) 六連島三角点から二四七度三、二八〇メートルの地点
- (37) 六連島三角点から三〇二度一五分二、九七〇メートルの地点
- (38) 六連島三角点から三一二度一、一三〇メートルの地点
- (39) 六連島三角点から二四五度三〇分一、一九〇メートルの地点
- (40) 六連島三角点から二一一度一五分二、一〇〇メートルの地点
- (41) 六連島三角点から二一〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点
- (42) 六連島三角点から一九九度四五分二、一八〇メートルの地点
- (43) 六連島三角点から一七七度四五分一、八六〇メートルの地点
- (44) 六連島三角点から一二六度三〇分一、〇八〇メートルの地点
- (45) 六連島三角点から六五度三〇分一、〇二〇メートルの地点
- (46) 六連島三角点から三五度四五分一、二五〇メートルの地点
- (47) 本渡瀬戸航路

- 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(30)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域大臣が定める陸域以外の区域
- (1) 高松山三角点(北緯三二度二六分五六秒東経一三〇度一二分三八秒)から二九七度五五分四六秒六三メートルの地点(以下「イ地点」という)から二度四五分五八二メートルの地点
- (2) イ地点から三五七度一五分四九九メートルの地点
- (24) ロ地点から一八五度四五分三二二メートルの地点
- (25) ロ地点から三一四度五六五メートルの地点
- (26) イ地点から一九四度三〇分一八四メートルの地点
- (27) イ地点から三三七度三〇分二九七度九〇〇メートルの地点
- (28) ロ地点から一八六度一五分三五七メートルの地点

- (5) イ地点から一七五度一五分三六二メートルの地点
- (6) 大門三角点(北緯三二度二五分五二一秒東経一三〇度一二分三〇秒)から六度二三分四〇秒七六五メートルの地点(以下「ロ地点」という)から三三一度一五分七三二メートルの地点
- (28) イ地点から一九八度一五分三七〇メートルの地点
- (29) イ地点から二〇一度四五分三二五メートルの地点
- (30) イ地点から三四九度四五分五一九メートルの地点
- (8) ロ地点から一四四度三〇分一四〇メートルの地点
- (9) 大門三角点から一〇〇度二七分一六秒三九三メートルの地点(以下「ハ地点」といいう)から二七〇度二二六メートルの地点
- (10) ハ地点から二七〇度一八〇メートルの地点
- (11) ハ地点から二二九度四五分一七三メートルの地点
- (12) ハ地点から一四八度一五分五六〇メートルの地点
- (13) 大門三角点から一三一度一八分三四秒一、三八四メートルの地点(以下「ニ地点」という)から三三九度二二五メートルの地点
- (14) ニ地点から一七八度七〇〇メートルの地点
- (15) ニ地点から一八二度四五分七〇六メートルの地点
- (16) ニ地点から三一五度一五分一七二メートルの地点
- (17) ニ地点から三一九度一五分二七五メートルの地点
- (18) ハ地点から一五二度四五分五八七メートルの地点
- (19) ハ地点から二三八度三〇分二二六メートルの地点
- (20) ハ地点から二七〇度二四八メートルの地点
- (21) ハ地点から二三九度一五分二七五メートルの地点
- (22) ロ地点から一八五度四五分三二二メートルの地点
- (23) ロ地点から二二八度三〇分一三一メートルの地点
- (24) ロ地点から二八八度一六七メートルの地点
- (25) ロ地点から三一四度五六五メートルの地点

- (26) イ地点から一九〇度三〇分六二〇メートルの地点
- (27) イ地点から二二七度三〇分六〇〇メートルの地点
- (28) 鳥帽子崎から一六六度四一〇メートルの地点
- (29) 鳥帽子崎から二二七度三〇分六〇〇メートルの地点
- (30) 鳥帽子崎から一九〇度一五分二〇メートルの地点
- (31) 鳥帽子崎から一六九度六一〇メートルの地点
- (32) 鳥帽子崎から一六六度四一〇メートルの地点
- (33) 平戸瀬戸航路
- 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(30)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域
- (1) 広瀬灯台(北緯三三度二二分五三秒東経二九度三四分九秒)から三三七度三〇分二八〇メートルの地点



別表第四（第一条の五関係）	黒島三角点から一六度四五分五、二 三五メートルの地点
	（48） 黒島三角点から一六度四五分五、二 三五メートルの地点
都道府県	（49） 黒島三角点から一四度三〇分五、〇 四八メートルの地点
	（50） 黒島三角点から一六度四五分四、四 四一メートルの地点
神奈川	（51） 黒島三角点から〇度三〇分三、五一 九メートルの地点
	（52） 黒島三角点から三二一度三〇分三、 四一八メートルの地点
横須賀	（53） ボン山三角点から二三一度三〇分二、 一八二メートルの地点
	（54） ボン山三角点から三〇九度一五分二、 五〇七メートルの地点
長崎	（55） 大原三角点から一二九度一五分四、 一六八メートルの地点
	（56） ボン山三角点から三一一度三〇分三、 七九九メートルの地点
福岡	（57） ボン山三角点から二三七度四五分四、 八四三メートルの地点
	（58） ボン山三角点から三五八度一五分四、 二〇五メートルの地点
京都	（59） 小浜三角点から一五三度四五分五、 （60） 竹富三角点から二五〇度一五分五、 （61） 竹富三角点から二六七度一五分四、 三〇九メートルの地点

別表第三（第一条の三関係）

都道府県	八戸
青森	八戸
岩手	釜石
茨城	石巻、塩釜
宮城	久慈
静岡	浜名
京都	舞鶴
和歌山	勝浦
長崎	牛深
熊本	油津
宮崎	

別表第五（第十七条の十関係）	舞鶴
（1） 東京湾に係る緊急確保航路	（10） 東京中央防波堤西灯台から一三九度 三〇分五、四六〇メートルの地点
（1） から（13）までに掲げる地点を順次に 結んだ線及び（1）に掲げる地点と（13） に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区 域、（14）から（20）までに掲げる地点を 順次に結んだ線及び（14）に掲げる地点と (20)に掲げる地点とを結んだ線により囲ま れた区域、（21）から（26）までに掲げる 地点を順次に結んだ線及び（21）に掲げる 地点と（26）に掲げる地点とを結んだ線に より囲まれた区域、（27）から（30）まで に掲げる地点を順次に結んだ線及び（27） に掲げる地点と（30）に掲げる地点とを結 んだ線により囲まれた区域、（31）から（3 4）までに掲げる地点を順次に結んだ線及び (31)に掲げる地点と（34）に掲げる地点 とを結んだ線により囲まれた区域並びに（3 5）から（37）までに掲げる地点を順次に 結んだ線及び（35）に掲げる地点と（37） に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区 域、（1）東京木材投下泊地防波堤西灯台（北緯 三五度三七分三秒東経一三九度四九分四秒 から一二六度三〇分一二七〇メートルの地点 (2) 東京木材投下泊地防波堤西灯台から一 三六度三、三八〇メートルの地点	（12） 東京中央防波堤西灯台から一三一度 五八〇メートルの地点
（13） 東京木材投下泊地防波堤西灯台から 一五四度四五分三、九八〇メートルの地点	（14） 川崎東扇島防波堤東灯台から一〇二 度五分一、七七〇メートルの地点
（15） 川崎東扇島防波堤東灯台から一一七 度三〇分四、〇四〇メートルの地点	（15） 川崎東扇島防波堤東灯台から一三二 度五分五、一一〇メートルの地点
（16） 川崎東扇島防波堤東灯台から一〇二 度五分一、六六〇メートルの地点	（16） 川崎東扇島防波堤東灯台から一三八 度五分一、五八〇メートルの地点
（17） 川崎東扇島防波堤東灯台から一三〇 度二、三六〇メートルの地点	（17） 川崎東扇島防波堤東灯台から一三〇 度二、三六〇メートルの地点
（18） 川崎東扇島防波堤東灯台から一六二 度三、六六〇メートルの地点	（18） 川崎東扇島防波堤東灯台から一六二 度三、六六〇メートルの地点
（19） 川崎東扇島防波堤東灯台から一七六 度四五分四、四〇〇メートルの地点	（19） 川崎東扇島防波堤東灯台から一七六 度四五分四、四〇〇メートルの地点
（20） 横浜東扇島防波堤東灯台から一五二 度三〇分一、一二〇メートルの地点	（20） 横浜東扇島防波堤東灯台から一五二 度三〇分一、一二〇メートルの地点
（21） 川崎東扇島防波堤東灯台から一七一 度二、三七〇メートルの地点	（21） 川崎東扇島防波堤東灯台から一七一 度二、三七〇メートルの地点
（22） 横浜大黒防波堤東灯台（北緯三五度 二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）か ら一二五度四、六九〇メートルの地点	（22） 横浜大黒防波堤東灯台から一二五 度二、三七〇メートルの地点
（23） 横浜大黒防波堤東灯台から一三八度 一五分四、五〇〇メートルの地点	（23） 横浜大黒防波堤東灯台から一三八度 一五分四、五〇〇メートルの地点
（24） 横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二 六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）か ら四九度四、〇四〇メートルの地点	（24） 横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二 六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）か ら四九度四、〇四〇メートルの地点
（25） 横浜大黒防波堤東灯台から一二二度 一五分三、四七〇メートルの地点	（25） 横浜大黒防波堤東灯台から一二二度 一五分三、四七〇メートルの地点
（26） 川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五 度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）か ら一五六度四五分一、七〇〇メートルの地点	（26） 川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五 度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）か ら一五六度四五分一、七〇〇メートルの地点
（27） 木更津港富津西防波堤灯台（北緯三 度二五分五、八一〇メートルの地点	（27） 木更津港富津西防波堤灯台（北緯三 度二五分五、八一〇メートルの地点
（28） 第二海堡灯台（北緯三五度一八分 二秒東経一三九度四四分二九秒）から一四度 四五分六、四七〇メートルの地点	（28） 第二海堡灯台（北緯三五度一八分 二秒東経一三九度四四分二九秒）から一四度 四五分六、四七〇メートルの地点
（29） 第二海堡灯台（北緯三五度一八分 二秒東経一三九度四四分二九秒）から一四度 四五分六、四七〇メートルの地点	（29） 第二海堡灯台（北緯三五度一八分 二秒東経一三九度四四分二九秒）から一四度 四五分六、四七〇メートルの地点
（30） 第二海堡灯台から一五度三〇分七、 三五〇メートルの地点	（30） 第二海堡灯台から一五度三〇分七、 三五〇メートルの地点

（10） 東京中央防波堤西灯台から一三九度  
三〇分五、四六〇メートルの地点

（11） 東京中央防波堤西灯台から一三二度  
から九九度一五分二、八一〇メートルの地点

（12） 東京中央防波堤西灯台から一三一度  
五八〇メートルの地点

（13） 第二海堡灯台から二〇〇度三〇分二、  
〇一〇メートルの地点

（14） 第二海堡灯台から二七八度三〇分二、  
二八〇メートルの地点

（15） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（16） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（17） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（18） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（19） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（20） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（21） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（22） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（23） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（24） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（25） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（26） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（27） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（28） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（29） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（30） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（31） 横須賀港東北防波堤東灯台（北緯三  
五度一九分九秒東経一三九度四〇分二一秒）  
から九九度一五分二、八一〇メートルの地点

（32） 第二海堡灯台から二七八度三〇分二、  
二八〇メートルの地点

（33） 第二海堡灯台から二〇〇度三〇分二、  
〇一〇メートルの地点

（34） 第二海堡灯台から二二九度二、五三  
〇メートルの地点

（35） 横浜金沢木材ふどう東防波堤灯台（北  
緯三五度二二分四三秒東経一三九度三九分三  
〇秒）から七五度一五分三、六五〇メートルの  
地点

（36） 横須賀港東北防波堤東灯台から五六  
度一五分二、九五〇メートルの地点

（37） 横浜金沢木材ふどう東防波堤灯台か  
ら一一〇度四五分二、八四〇メートルの地点

（1） から（6）までに掲げる地点を順次に結  
んだ線及び（1）に掲げる地点と（6）に掲  
げる地点とを結んだ線により囲まれた区  
域並びに（7）から（43）までに掲げる地点を  
順次に結んだ線及び（7）に掲げる地点と（4  
3）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれ  
た区域

（1） 三河港姫島東防波堤灯台（北緯三四度  
四二分五六秒東経一三七度一五分一二秒）か  
ら二八六度四五分四、四三〇メートルの地点

（2） 三河港姫島東防波堤灯台から二八〇度  
三、九〇〇メートルの地点

（3） 立馬埼灯台（北緯三四度三九分三八秒  
東経一三七度四分一二秒）から三二四度一  
四〇メートルの地点

（4） 尾張野島灯台（北緯三四度三九分二七  
秒東経一三七度二九秒）から一七九度三〇分  
二、〇八〇メートルの地点

（5） 尾張野島灯台（北緯三四度三九分二七  
秒東経一三七度二九秒）から一九七度三〇分  
一、五〇〇メートルの地点

（6） 立馬埼灯台から三二六度一五分二、一  
四〇メートルの地点

（7） 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台（北  
緯三五度三四秒東経一三六度四八分六秒）か  
ら二二六度三〇分四、三四〇メートルの地点

（8） 伊勢湾灯標（北緯三四度五六分一六秒  
東經一三六度四七分三三秒）から三三七度一  
五分三、五一〇メートルの地点

- (9) 伊勢湾灯標から三一度一五分二、  
 (10) 伊勢湾灯標から三三九度四五分二、  
 四二〇 メートルの地点  
 (11) 伊勢湾灯標から三五八度四五分九五  
 ○メートルの地点  
 (12) 伊勢湾灯標から二二六度四五分二、  
 二四〇 メートルの地点  
 (13) 野間埼灯台（北緯三四度四五分二八  
 秒東經一三六度五〇分四秒）から三〇三度  
 四五分七、六七〇 メートルの地点  
 (14) 内海港第四号防波堤灯台（北緯三四  
 度四分一六秒東經一三六度五一分二九秒）  
 から一八七度四五分七、二七〇 メートルの地点  
 (15) 伊良湖岬灯台（北緯三四度三四分四  
 六秒東經一三七度五八秒）から二九五度一五  
 分四、九三〇 メートルの地点  
 (16) 篠島港西防波堤灯台（北緯三四度四  
 ○分四二秒東經一三六度五九分五五秒）から  
 二三〇度四五分三、五七〇 メートルの地点  
 (17) 師崎港南防波堤灯台（北緯三四度四  
 一分五二秒東經一三六度五八分二九秒）から  
 一二六度四五分六四〇 メートルの地点  
 (18) 大井港口灯標（北緯三四度四三分二  
 五秒東經一三六度五八分一八秒）から一二二  
 度四五分八五〇 メートルの地点  
 (19) 衣浦港東防波堤西灯台（北緯三四度  
 四九分七秒東經一三六度五六分三六秒）から  
 一八六度三〇分一、五八〇 メートルの地点  
 (20) 衣浦港東防波堤西灯台から一六〇度  
 一、六七〇 メートルの地点  
 (21) 大井港口灯標から七五度四五分一、  
 三二〇 メートルの地点  
 (22) 羽島灯標（北緯三四度四一分三四秒  
 東經一三六度五八分三秒）から一九度三  
 ○分一、三六〇 メートルの地点  
 (23) 尾張野島灯台から二六九度二、九二  
 ○メートルの地点  
 (24) 尾張野島灯台から二二二一度四五分四、  
 四五〇 メートルの地点  
 (25) 尾張野島灯台から二二五度三〇分五、  
 一五〇 メートルの地点  
 (26) 尾張野島灯台から二二二一度四、五三  
 ○メートルの地点  
 (27) 尾張野島灯台から二二五度三〇分五、  
 一五〇 メートルの地点  
 (28) 伊良湖岬灯台から二九三度四、〇九  
 ○メートルの地点

- (29) 四〇〇メートルの地点  
 (30) 伊良湖岬灯台から一七一度二、六一〇メートルの地点

(31) 神島灯台（北緯三四度三二分五五秒東経一六六度五九分一一秒）から九一度二、三四〇メートルの地点  
 (32) 神島灯台から三五〇度二、六九〇メートルの地点

(33) 神島港北防波堤灯台（北緯三四度三分五九秒東経一三六度五八分三四秒）から三四六度四五分三、七九〇メートルの地点  
 (34) 内海港第四号防波堤灯台から一九七度三〇分八、一二〇メートルの地点  
 (35) 松阪港東防波堤灯台（北緯三四度三六分五九秒東経一三六度三三分四一秒）から七〇度四五分四、一六〇メートルの地点  
 (36) 松阪港東防波堤灯台から六〇度四五四分四、一五〇メートルの地点

(37) 内海港第四号防波堤灯台から一九九度四五分七、六〇〇メートルの地点  
 (38) 野間埼灯台から二九六度三〇分八、六五〇メートルの地点

(39) 四日市港防波堤灯台（北緯三四度五分四四秒東経一三六度三九分四七秒）から九九度三〇分四、九八〇メートルの地点  
 (40) 摂斐川口灯台（北緯三四度五九分五八秒東経一三六度四三分一一秒）から一七三度三〇分三、七七〇メートルの地点

(41) 鬼崎港北防波堤灯台（北緯三四度五分一七秒東経一三六度四九分一四秒）から二三一度三〇分八、四八〇メートルの地点  
 (42) 伊勢湾灯標から二四六度四五分三、三〇〇メートルの地点

(43) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二三五度三〇分四、九八〇メートルの地点

三 濱戸内海に係る緊急確保航路

(1) から(84)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(84)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(85)から(89)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(85)に掲げる地点と(89)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(90)から(100)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(90)に掲げる地点と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区点とを結んだ線により囲まれた区域

域、(109)から(114)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(109)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域。(115)から(124)までに掲げる地点とを結んだ線及び(124)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域。(125)から(133)までに掲げる地点とを結んだ線及び(125)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域。(134)から(137)までに掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域。(138)から(146)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(138)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域。(147)から(150)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(147)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域。(151)から(179)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(151)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域。(179)から(273)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(179)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域。(274)から(278)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(274)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(279)から(360)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(279)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(361)から(365)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(361)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(366)から(370)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(366)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(371)から(375)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(371)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(376)から(380)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(376)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(381)から(385)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(381)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(386)から(390)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(386)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(391)から(395)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(391)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。(396)から(400)までに掲げる地点とを順次に結んだ線及び(396)に掲げる地点とを順次に結んだ線により囲まれた区域。

- (7) 淡路山田港西防波堤灯台 (北緯三四度二七分一秒 東經一三四度四八分一秒) から二九八度一四、八二〇メートルの地点

(8) 淡路土津港西防波堤灯台 (北緯三四度三分三一秒 東經一三四度五二分四一秒) から二二三度三〇分四、〇二〇メートルの地点

(9) 林崎港五号防波堤灯台 (北緯三四度三八分三八秒 東經一三四度五七分五九秒) から二二三度三〇分四、〇二〇メートルの地点

(10) 江崎灯台 (北緯三四度三六分二三秒 東經一三四度五九分三六秒) から三二八度三分二、九〇〇メートルの地点

(11) 江崎灯台から三一度三、一一〇メートルの地点

(12) 平磯灯標 (北緯三四度三七分一八秒 東經一三五度三分五五秒) から二一五度、九五〇メートルの地点

(13) 平磯灯標から一五三度三〇分四、〇〇メートルの地点

(14) 神戸第一防波堤西灯台 (北緯三四度三九分一秒 東經一三五度二一分二五秒) から一八九度六、三八〇メートルの地点

(15) 神戸第一防波堤西灯台から一九一度四、五六〇メートルの地点

(16) 神戸第一防波堤西灯台から一八二度一五分四、八八〇メートルの地点

(17) 神戸第一防波堤西灯台から一八二度三〇分六、二五〇メートルの地点

(18) 神戸第七防波堤西灯台 (北緯三四度四〇分八秒 東經一三五度一五分一四秒) から一九一度一五分七、七五〇メートルの地点

(19) 神戸第七防波堤西灯台から一七一度三〇分七、二八〇メートルの地点

(20) 神戸第七防波堤西灯台から一六六度三〇分四、七〇〇メートルの地点

(21) 神戸第七防波堤西灯台から一四九度四五分四、八五〇メートルの地点

(22) 西宮防波堤西灯台 (北緯三四度四〇分四〇秒 東經一三五度一八分四八秒) から一九一度四五分七、九二〇メートルの地点

(23) 西宮防波堤西灯台から一八七度四五分七、七四〇メートルの地点

(24) 西宮防波堤西灯台から一九二度三〇分四、七八〇メートルの地点

(25) 西宮防波堤西灯台から一八四度三〇分四、四八〇メートルの地点

(26) 西宮防波堤西灯台から一八三度七、〇五〇メートルの地点  
 (27) 西宮防波堤東灯台(北緯三四度四〇分二一秒) 東経一三五度二一分三五秒) から二八度一五分二、一四〇メートルの地点  
 (28) 西宮防波堤東灯台から二〇九度一五分一、一二〇メートルの地点  
 (29) 堺泉北大和川南防波堤北灯台(北緯三四度三六分一八秒) 東経一三五度二三分一七秒) から二七五度一五分六、六八〇メートルの地点  
 (30) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二八一度三〇分四、九五〇メートルの地点  
 (31) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七八度一五分五、〇六〇メートルの地点  
 (32) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七四度一五分四、八二〇メートルの地点  
 (33) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二五三度四五分五、六〇〇メートルの地点  
 (34) 堺浜寺北防波堤灯台(北緯三四度三分二九秒) 東経一三五度三分四八秒) から二五七度四分一〇、二五〇メートルの地点  
 (35) 堺浜寺北防波堤灯台から二七一度四五分八、二二〇メートルの地点  
 (36) 堺浜寺北防波堤灯台から二六六度四五分八、四二〇メートルの地点  
 (37) 泉北大津南防波堤灯台(北緯三四度三一分四八秒) 東経一三五度二二分五一秒) から二九〇度四五分一、一〇〇メートルの地点  
 (38) 汐見公園三角点(北緯三四度三〇分四二秒) 東経一三五度二二分四六秒) から二八八度三〇分四八秒) 東経一三五度二二分五一秒) から二九〇度一五分七、五四〇メートルの地点  
 (39) 汐見公園三角点から二七八度三〇分二、〇七〇メートルの地点  
 (40) 泉北大津南防波堤灯台から二八八度四五分八、〇五〇メートルの地点  
 (41) 堺浜寺北防波堤灯台から二六七度三〇分一、九六〇メートルの地点  
 (42) 亀ヶ崎三角点(北緯三四度一七分三三秒) 東経一三五度一分一四秒) から三五度二二分五一秒) 東経一三五度一分一四秒) から三五六度  
 (43) 友ヶ島灯台(北緯三四度一六分五一秒) 東経一三五度二秒) から三二四度一五分一、一五分六、七八〇メートルの地点  
 (44) 友ヶ島灯台から二二〇度一五分一、九四〇メートルの地点  
 (45) 生石鼻灯台(北緯三四度一六分三秒) 東経一三四度五七分) から一四三度四五分五  
 (46) メートルの地点  
 (47) から一四三度四五分五、一八〇メートルの地点

(48) 生石鼻灯台から一五一度四五分六、四二〇メートルの地点  
 (49) 日ノ岬三角点(北緯三三度五三分六秒) 東経一三五度三分四八秒) から二五七度四分一〇、二五〇メートルの地点  
 (50) 伊島灯台(北緯三三度五〇分四一秒) 東経一三四度四八分五三秒) から七九度四分二一、六九〇メートルの地点  
 (51) 伊島灯台から一八度一五分一三、六五〇メートルの地点  
 (52) 伊島灯台から二九三度四五分一〇、七八〇メートルの地点  
 (53) 伊島灯台から二八五度三〇分一二、七三〇メートルの地点  
 (54) 伊島灯台から二八六度三〇分一二、九一〇メートルの地点  
 (55) 伊島灯台から二九四度四五分一一、〇一〇メートルの地点  
 (56) 伊島灯台から二七度一五分一三、八四〇メートルの地点  
 (57) 沼島三角点(北緯三四度九分三五秒〇一秒) 東経一三四度四九分一秒) から二六度一五分九、三四〇メートルの地点  
 (58) 徳島津田外防波堤東灯台(北緯三四度二分四七秒) 東経一三四度三六分三三秒) から二六九度一五分一、五三〇メートルの地点  
 (59) 徳島津田外防波堤東灯台から四六度九六〇メートルの地点  
 (60) 沼島三角点から二二〇度三〇分九、六二〇メートルの地点  
 (61) 鵜石鼻灯台から八八度三〇分二、二六〇メートルの地点  
 (62) 鵜石鼻灯台から一四八度三〇分四、四七〇メートルの地点  
 (63) 小松島三角点から二六七度五、二二〇メートルの地点  
 (64) 讀岐水ノ子礁灯標から一〇三度二二、〇三〇メートルの地点  
 (65) 上島灯台から二〇四度四五分三、二二〇メートルの地点  
 (66) 鶴石鼻灯台から二六六度三〇分九、五八秒) 東経一三四度三八分三六秒) から三〇五〇メートルの地点  
 (67) 孫崎灯台から三一八度一、三七〇メートルの地点  
 (68) 鮎磨西防波堤東灯台から二四度一五分〇一秒) 東経一三四度四五分二、二三〇メートルの地点  
 (69) 讀岐水ノ子礁灯標(北緯三四度二九四二〇メートルの地点  
 (70) 小松島三角点(北緯三四度三七分二五〇メートルの地点  
 (71) 鶴石鼻灯台(北緯三四度四二分一三秒) 東経一三四度二〇分三〇秒) から一五一度四分四、三〇メートルの地点  
 (72) 鶴石鼻灯台から二六六度五、四八〇メートルの地点  
 (73) 網先山三角点(北緯三四度四四分三〇秒) 東経一三四度二〇分四四秒) から二三四度一五分一、五三〇メートルの地点  
 (74) 網先山三角点から一五度四五分二、六九〇メートルの地点  
 (75) 網先山三角点から一一六度三〇分二、七七〇メートルの地点  
 (76) 網先山三角点から一三三度一五分二、六二〇メートルの地点  
 (77) 鵜石鼻灯台から八八度三〇分二、二六〇メートルの地点  
 (78) 鵜石鼻灯台から一四八度三〇分四、四七〇メートルの地点  
 (79) 小都志港北防波堤灯台(北緯三四度二〇メートルの地点  
 (80) 讀岐水ノ子礁灯標から一〇三度二二、〇三〇メートルの地点  
 (81) 都志港北防波堤灯台(北緯三四度二二〇メートルの地点  
 (82) 上島灯台から二〇四度四五分三、二二〇メートルの地点  
 (83) 鮎磨西防波堤東灯台から二四度一五分〇一秒) 東経一三四度三八分三六秒) から三〇五〇メートルの地点  
 (84) 鮎磨西防波堤東灯台から二〇四度一五分〇一秒) 東経一三四度四五分二、二三〇メートルの地点  
 (85) 西宮防波堤西灯台から一九〇度九、三一〇メートルの地点  
 (86) 堺浜寺北防波堤灯台から二七五度二、三三〇メートルの地点

(87) 亀ヶ崎三角点から一度九、一二〇メートルの地点  
 (88) 平磯灯標から一五七度一五分五、三五〇メートルの地点  
 (89) 神戸第七防波堤西灯台から一八八度九、〇八〇メートルの地点  
 (90) 江埼灯台から四六度一、六三〇メートルの地点  
 (91) 平磯灯標から二一五度三、四五〇メートルの地点  
 (92) 平磯灯標から一七一度四、六四〇メートルの地点  
 (93) 津名港志筑外南防波堤灯台(北緯三四度二五分五五秒) 東経一三四度五四分五七秒) から一〇二度九、七五〇メートルの地点  
 (94) 津名港志筑外南防波堤灯台から七八度五、四三〇メートルの地点  
 (95) 津名港志筑外南防波堤灯台から一五度二四〇メートルの地点  
 (96) 津名港志筑外南防波堤灯台から一五度五分四三〇メートルの地点  
 (97) 津名港志筑外南防波堤灯台から一五度二四〇メートルの地点  
 (98) 淡路由良港成ヶ島沖灯標(北緯三四度一七分二〇秒) 東経一三四度五七分四四秒) から三八度四五分一、三〇〇メートルの地点  
 (99) 生石鼻灯台から九〇度一、九九〇メートルの地点  
 (100) 日ノ岬三角点から二六九度一五分一一、二九〇メートルの地点  
 (101) 鳴門飛島灯台から七六度三〇分五二〇メートルの地点  
 (102) 鳴門飛島灯台から一二〇度四五分二六九〇メートルの地点  
 (103) 孫崎灯台から四〇度八二〇メートルの地点  
 (104) 孫崎灯台から三五三度三〇分二二七〇メートルの地点  
 (105) 大角鼻灯台から一四七度四、四四〇メートルの地点  
 (106) 淡路室津港西防波堤灯台から三三三度一五分五、〇一〇メートルの地点  
 (107) 江埼灯台から二六三度三〇分四、二七〇メートルの地点  
 (108) 江埼灯台から三三八度三〇分一、二〇〇メートルの地点

(109) 男木島灯台（北緯三四度二六分一秒東経一三四度三分三九秒）から九二度三、一八〇メートルの地点  
 (110) カナワ岩灯標（北緯三四度二五分一八秒東経一三四度七分四九秒）から二九八度四五分一、九七〇メートルの地点  
 (111) 長崎鼻三角点（北緯三四度二三分五秒東経一三四度五分三〇秒）から二七五度五分一、一二〇メートルの地点  
 (112) 長崎鼻三角点から二六六度一、一九〇メートルの地点  
 (113) 女木港鬼ヶ島防波堤灯台（北緯三四度二三分一八秒東経一三四度三分一秒）から一三三度一五分一、〇〇〇メートルの地点  
 (114) 女木港鬼ヶ島防波堤灯台から七三度一五分一、二五〇メートルの地点  
 (115) 米崎灯台（北緯三四度三四分三六秒東経一三四度二分四八秒）から一六度二、二八〇メートルの地点  
 (116) 沖鼓三角点（北緯三四度三分四六秒東経一三四度六分三四秒）から一四二度三〇分二、四一〇メートルの地点  
 (117) 沖鼓三角点から一六八度一五分一、六八〇メートルの地点  
 (118) 宮崎三角点（北緯三四度三〇分一九秒東経一三四度九分二三秒）から一四二度一五分五五〇メートルの地点  
 (119) カナワ岩灯標から三二六度二、九九〇メートルの地点  
 (120) カナワ岩灯標から三二一〇度三、三三〇メートルの地点  
 (121) 沖鼓三角点から一七五度一、九八〇メートルの地点  
 (122) 宮崎三角点から一五三度四五分一、〇メートルの地点  
 (123) 沖鼓三角点から一三八度三〇分二、八三〇メートルの地点  
 (124) 米崎灯台から一二九度三〇分二、六五〇メートルの地点  
 (125) 宇野港口飛州灯台（北緯三四度二八分二六秒東経一三三度五分五二秒）から三二五度三〇分二、一〇メートルの地点  
 (126) 荒神島三角点（北緯三四度二七分二五秒東経一三三度五七分三秒）から三〇度三〇分五二〇メートルの地点  
 (127) 荒神島三角点から一九三度三〇分一、七三〇メートルの地点

(128) 大槌三角点（北緯三四度二五分八秒東経一三三度五分二二秒）から八九度一五分二、二六〇メートルの地点  
 (129) 大槌三角点から一〇六度四五分九六〇メートルの地点  
 (130) 大槌三角点から一一七度七九〇メートルの地点  
 (131) 大戾鼻灯標（北緯三四度二七分一八秒東経一三三度五六分三六秒）から一九五度一、五二〇メートルの地点  
 (132) 大戾鼻灯標から一六五度一、五二〇メートルの地点  
 (133) 宇野港口飛州灯台から一八一度一、〇六〇メートルの地点  
 (134) 小瀬居島三角点（北緯三四度二二分三秒東経一三三度五一分一二秒）から六二度一五分三、一二〇メートルの地点  
 (135) 小瀬居島三角点から一〇三度二、六五〇メートルの地点  
 (136) 小瀬居島三角点から一〇九度一、二六〇メートルの地点  
 (137) 小瀬居島三角点から五度三〇分一、六五〇メートルの地点  
 (138) 太濃地嶋三角点（北緯三四度二六分五二秒東経一三三度四五分一二秒）から一六度二四度四五分一、七五〇メートルの地点  
 (139) 太濃地嶋三角点から一二九度三、八〇〇メートルの地点  
 (140) 向笠島三角点（北緯三四度二四分三三秒東経一三三度四七分二秒）から二八度一、三六〇メートルの地点  
 (141) 向笠島三角点から八五度一、二七〇メートルの地点  
 (142) 鍋島灯台（北緯三四度二三分五七秒東経一三三度四九分二五秒）から二八九度三〇分一、七八〇メートルの地点  
 (143) 鍋島灯台（北緯三四度二二分五七秒東経一三三度四九分二五秒）から二八九度三〇分一、七八〇メートルの地点  
 (144) 向笠島三角点から一〇六度六一〇メートルの地点  
 (145) 太濃地嶋三角点から一三九度三、六四〇メートルの地点  
 (146) 太濃地嶋三角点から一三七度一、九三〇メートルの地点  
 (147) 丸亀港蓬莱町防波堤灯台（北緯三四度一八分三九秒東経一三三度四六分五八秒）から三二四度三、二三〇メートルの地点  
 (148) 丸亀港蓬莱町防波堤灯台から三一七度三、三一〇メートルの地点

(149) 丸亀港蓬莱町防波堤灯台から三一七度一〇〇メートルの地点  
 (150) 丸亀港蓬莱町防波堤灯台から三一七度三、三一〇メートルの地点  
 (151) 鴻ノ石三角点（北緯三四度二一分五七秒東経一三三度二五分三五秒）から二六度三二度二〇メートルの地点  
 (152) 鴻ノ石三角点から二二〇度三〇分六度二、五二〇メートルの地点  
 (153) 加治屋島三角点（北緯三四度二一分九秒東経一三三度二五分三五秒）から二八二度一五分一、四三〇メートルの地点  
 (154) 宇治島三角点（北緯三四度一八分分三秒東経一三三度二七分五八秒）から二二五五秒東経一三三度一五分三九秒）から一二一度四〇度一五分六、七七〇メートルの地点  
 (155) 六島灯台（北緯三四度一八分東経一三三度二七分五八秒）から二二〇度一五分六、七七〇メートルの地点  
 (156) 一面島灯台（北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒）から三四八度三〇分一、五四〇メートルの地点  
 (157) 一面島灯台から一七七度三〇分二、五五秒東経一三三度二七分五八秒）から二二〇度一五分六、七七〇メートルの地点  
 (158) 六島灯台（北緯三四度一八分東経一三三度二七分五八秒）から二二〇度一五分六、七七〇メートルの地点  
 (159) 二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点  
 (160) 二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点  
 (161) 讀岐三崎灯台（北緯三四度一五分四一秒東経一三三度三三分三〇秒）から二二〇度二六分一、二六〇メートルの地点  
 (162) 宮ノ越鼻三角点（北緯三四度一一分五六秒東経一三三度一六分二〇秒）から二二〇度二六分一、二六〇メートルの地点  
 (163) 高井神島灯台（北緯三四度一一分四三秒東経一三三度一六分四秒）から二四九度六、四一〇メートルの地点  
 (164) 新居浜港垣生埼灯台（北緯三三度五九分三八秒東経一三三度一九分一五秒）から二二〇度五度五、九三〇メートルの地点  
 (165) 新居浜港垣生埼灯台から五二度三〇分一、〇八〇メートルの地点  
 (166) 新居浜港垣生埼灯台から六度一、二七〇メートルの地点

(167) 新居浜港垣生埼灯台から三四四度三〇分五、四四〇メートルの地点  
 (168) 梶島三角点（北緯三四度七分二一秒東経一三三度九分三一秒）から三〇度一五分二、一九〇メートルの地点  
 (169) 鎧灘沖ノ瀬灯標（北緯三四度六分四五分二、八八〇メートルの地点  
 (170) 竜神島灯台（北緯三四度六分一六秒東経一三三度一分三九秒）から一二一度四〇分二、六四〇メートルの地点  
 (171) 竜神島灯台から一三四度一五分一秒東経一三三度一五分三九秒）から一二一度四〇分二、六四〇メートルの地点  
 (172) 竜神島灯台から一四〇度四五分一秒、四九〇メートルの地点  
 (173) 竜神島灯台から一五四度一五分一秒、四〇〇メートルの地点  
 (174) 竜神島灯台から一五六度二、四一〇メートルの地点  
 (175) 竜神島灯台から一三一度三〇分一秒、七四〇メートルの地点  
 (176) 燐灘沖ノ瀬灯標から八度一五分三、七八〇メートルの地点  
 (177) 宮ノ越鼻三角点から三二二度四五分一、七九〇メートルの地点  
 (178) 宇治島三角点から二二七度一五分七、八九〇メートルの地点  
 (179) 加治屋島三角点から二七五度一五分二、八二〇メートルの地点  
 (180) 弁天島三角点（北緯三四度一八分四七秒東経一三三度二四分七秒）から二八三度四五分二、八五〇メートルの地点  
 (181) 弁天島三角点から二七八度四五分一秒、四九〇メートルの地点  
 (182) 地獄山三角点（北緯三四度一八分四秒東経一三三度二五分）から二三七度一七八度四分一、四九〇メートルの地点  
 (183) 安渡島三角点（北緯三四度一一分三五秒東経一三三度二四分一七秒）から三五度四五分九〇メートルの地点  
 (184) 幸之浦三角点（北緯三四度一七分五一六秒東経一三三度二七分三七秒）から三四度四五分九〇メートルの地点  
 (185) 屋形石灯標（北緯三四度一七分五四五分九四〇メートルの地点

(186) 小用三角点(北緯三四度一五分五秒東経一三二度二九分一秒)から五八度三〇分一、八四〇メートルの地点	(205) フグリ岩灯標(北緯三三度五六分八秒東経一三二度六分二七秒)から一九〇度九八〇メートルの地点
(187) 小用港中松田一号防波堤灯台(北緯三四度一五分九三〇メートルの地点)	(206) 小市島灯台(北緯三三度五四分三秒東経一三二度五三分一七秒)から一四〇度七秒東経一三二度三五分一七秒)から一四〇度三〇分一、二七〇メートルの地点
(188) 小麗女島灯台(北緯三四度一四分二五秒東経一三二度三一分九秒)から二五四度八二〇メートルの地点	(207) 鈎島灯台(北緯三三度五三分三五秒東経一三二度三八分一九秒)から三三四度六〇〇メートルの地点
(189) 小麗女島灯台から二五七度四五分(189) 小麗女島灯台から二五七度四五分	(208) 野忽那島灯台(北緯三三度五七分五八秒東経一三二度四一分五一秒)から一一九度一五分九九〇メートルの地点
(190) 小麗女島灯台から二二七度四五分(190) 小麗女島灯台から二二七度四五分	(209) 安居島灯台(北緯三四度四分一一秒東経一三二度四二分三九秒)から二九三度三〇分二、九四〇メートルの地点
(191) 小麗女島灯台から二四二度一五分(191) 小麗女島灯台から二四二度一五分	(210) 吳港阿賀沖防波堤西灯台(北緯三四度一三分二三秒東経一三二度三五分四五秒)から一九一度一、〇六〇メートルの地点
(192) 小用港中松田一号防波堤灯台から二三六度四五分七八〇メートルの地点	(211) 吳港阿賀沖防波堤西灯台から一四度一三分二三秒東経一三二度三五分四五秒)から一九一度一、〇六〇メートルの地点
(193) 小用三角点から五五度四五分一、(193) 小用三角点から五五度四五分一、	(212) 安居島灯台から二九三度二〇分三六〇メートルの地点
(194) 屋形石灯標から三五一度四五分六(194) 屋形石灯標から三五一度四五分六	(213) 野忽那島灯台から五七度二、三六度二、三七〇メートルの地点
(195) 幸之浦三角点から三四六度一五分(195) 幸之浦三角点から三四六度一五分	(214) 波妻ノ鼻灯台(北緯三三度五九分五八秒東経一三二度四六分一秒)から二六八度三〇分三、一四〇メートルの地点
(196) 安渡島三角点から二三六度六六〇(196) 安渡島三角点から二三六度六六〇メートルの地点	(215) 菊間港防波堤灯台(北緯三四度二分一八秒東経一三二度五〇分一六秒)から三度三〇分三、一四〇メートルの地点
(197) 安芸白石灯標(北緯三四度一〇分四一秒東経一三二度二〇分五三秒)から二二三度六七〇メートルの地点	(216) 桧磯灯標(北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒)から二九六度三〇分四、一六〇メートルの地点
(198) 安芸粗組灯標(北緯三四度一六分一五秒東経一三二度二分二八秒)から二六一度六七〇メートルの地点	(217) 桧磯灯標から三三六度二、八三〇メートルの地点
(199) 安芸粗組灯標(北緯三四度一五分四一秒東経一三二度二二分三六秒)から二七〇度一、四二〇メートルの地点	(218) 桧磯灯標から三〇一度一、六九〇メートルの地点
(200) 安芸白石灯標(北緯三四度一〇分四一秒東経一三二度二九分二三秒)から二五〇度四五分二、九一〇メートルの地点	(219) 桧磯灯標から二八一度一五分三、(219) 桧磯灯標から二八一度一五分三、
(201) 横島三角点(北緯三四度二分二六秒東経一三二度二九分二三秒)から二五〇度四五分二、九一〇メートルの地点	(220) 菊間港防波堤灯台から三〇一度一、五分三、〇三〇メートルの地点
(202) 横島三角点から一八四度一五分二〇〇メートルの地点	(221) 波妻ノ鼻灯台から二四五度四五分二、一八〇メートルの地点
(203) 館場三角点(北緯三四度一分三八秒東経一三二度三五分二七秒)から一七一度一五分一、三三〇メートルの地点	(222) 野忽那島灯台から一二一度二、五分三、〇三〇メートルの地点
(204) クダコ島灯台(北緯三三度五八分九秒東経一三二度三分五一秒)から一五九度三〇分一、九九〇メートルの地点	(223) 鈎島灯台から三五〇度三〇分一、三三〇メートルの地点
(205) 本山灯標から二三九度四五分五、九九〇メートルの地点	(224) 鈎島灯台から二四三度四五分三、〇四〇メートルの地点
(206) 松山港吉田浜地区防波堤灯台(北緯三三度五〇分五二秒東経一三二度四一分三秒)から二五三度八〇〇メートルの地点	(225) 松山港吉田浜地区防波堤灯台(北緯三三度五〇分五二秒東経一三二度四一分三秒)から二五三度五、一七〇メートルの地点
(207) 新門司防波堤灯台から八七度三〇分一、二五〇メートルの地点	(226) 松山港吉田浜地区防波堤灯台から二九度八〇〇メートルの地点
(208) 本山灯標から二五三度五、一七〇メートルの地点	(227) 小市島灯台から一六八度一五分四、四六〇メートルの地点
(209) 本山灯標から二七五度一五分三、五三〇メートルの地点	(228) 由利島灯台(北緯三三度五〇分四四秒東絆一三二度三一分五七秒)から一四四度三〇分一、五四〇メートルの地点
(210) 本山灯標から二四七度一五分四、六六〇メートルの地点	(229) 佐田岬灯台(北緯三三度二〇分三三〇メートルの地点
(211) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(230) 佐田岬灯台から二三一度三、三三〇メートルの地点
(212) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(231) 佐田岬灯台から一四六〇メートルの地点
(213) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(232) 国東港古市C防波堤東灯台(北緯三三度三〇分九秒東絆一三一度四〇分六秒)から一〇七度一五分一四、六八〇メートルの地点
(214) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(233) 大分港鶴崎東防波堤灯台(北緯三三度一六分四八秒東絆一三一度四〇分四六秒)から五三度四五分一、七五〇メートルの地点
(215) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(234) 大分港鶴崎東防波堤灯台から二度一五分六九〇メートルの地点
(216) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(235) 大分港鶴崎東防波堤灯台から三九度三〇分六、二五〇メートルの地点
(217) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(236) 別府觀光港沖防波堤北灯台(北緯三三度一八分二九秒東絆一三一度三〇分二四秒)から四八度六六〇メートルの地点
(218) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(237) 別府觀光港沖防波堤北灯台から二〇度四五分一、二二〇メートルの地点
(219) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(238) 大分港鶴崎東防波堤灯台から四〇度四五分一、二二〇メートルの地点
(220) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(239) 国東港古市C防波堤東灯台から二〇度五度一五分一四、一七〇メートルの地点
(221) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(240) 姫島東浦港四号金防波堤灯台(北緯三三度四五分三、三二〇メートルの地点
(222) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(241) 本山灯標(北緯三三度五四分五秒東絆一三一度一四分五九秒)から一四二度五分六、六八〇メートルの地点
(223) 本山灯標から二七五度一五分四、八九〇メートルの地点	(242) 本山灯標から二三九度四五分五、九九〇メートルの地点

(262)	風切鼻灯台（北緯三三度五九分四〇秒東経一三二度三四分）から四五度一、四六〇メートルの地点
(263)	横島三角点から一八八度三、四九〇メートルの地点
(264)	柱島港来見沖防波堤北灯台（北緯三四度一分二六秒東経一三三度二五分一八秒）から九四度四五分一、六一〇メートルの地点
(265)	安芸白石灯標から一七七度三、七四〇メートルの地点
(266)	岩国港北防波堤灯台（北緯三四度一一分三八秒東経一三二度一四分五秒）から九九度三、三一〇メートルの地点
(267)	岩国港北防波堤灯台から八六度四五分二、八九〇メートルの地点
(268)	安芸白石灯標から一八六度三〇分二、九八〇メートルの地点
(269)	安芸白石灯標から一四二度一五分一、九五〇メートルの地点
(270)	安芸粗礁灯標から二八七度二、九四〇メートルの地点
(271)	中ノ瀬灯標から一六四度一七〇メートルの地点
(272)	中ノ瀬灯標から七九度三〇分九三〇メートルの地点
(273)	那沙美三角点（北緯三四度一六分四四秒東経一三三度二二分四〇秒）から三〇度四五分一、七二〇メートルの地点
(274)	由利島灯台から二二八度六、四九〇メートルの地点
(275)	佐岬灯台から三〇九度三〇分八、一七〇メートルの地点
(276)	稲積三角点から三五度三、六五〇メートルの地点
(277)	八島灯台から一七八度一五分二、九八〇メートルの地点
(278)	小水無瀬島灯台から一二三度二、五五〇メートルの地点